

旭川市子ども・子育て審議会 平成27年度第1回 議事概要

- 開催日時 平成27年6月19日(金) 18:30～20:20
- 開催場所 旭川市役所第二庁舎3階 問診指導室
- 出席委員 (15名) 荒木閣委員, 井代委員, 太田委員, 沖委員, 金谷委員, 小山委員, 齊藤委員, 佐々木委員, 佐藤委員, 菅沼和歌子委員, 瀬崎委員, 東峰委員, 飛世委員, 廣岡委員, 山村委員
- 欠席委員 (5名) 小林委員, 芝木委員, 菅沼委員, 三橋委員, 山根委員
- 事務局 子育て支援部 稲田部長, 大河原次長, 品田次長
子育て支援課 石原主幹, 子育て企画係 板谷主査
こども育成課 堀内課長, 岸田主幹, 飯森主幹, 宮川主幹, 八木補佐
こども事業係 工藤係長, 新旭川保育所 佐竹所長, 武田主査
近文保育所 高橋主査, 神楽保育所 多田所長, 小池主査
子育て相談課 草浦補佐

○議事概要

1 開 会

2 委員の紹介

- ・ 人事異動等により新しく委員となった山村委員, 小林委員, 三橋委員, 山根委員を紹介

3 議 事

(1) 協議事項

子育てに関する経済的支援の基本的な考え方について

- ・ 資料1 諮問事項について説明
- ・ 子育てに関する経済的支援について, 本年3月に策定した子ども・子育てプランにおいて, 効果的な取組について調査研究し実施に向けて検討を進めると整理している。市の基本的な考え方をまとめたので, 調査審議の上, 答申をいただきたい。
- ・ 具体的な内容については, 優先度を意識して検討が必要であること, 関連事業の方向性として, 事業費が大きく, 市独自の取組の余地が比較的あるものとして, 子ども医療費助成費, 保育料負担軽減措置, 留守家庭児童会負担金の3つの事業を対象とし, 経済的支援に係る事業展開の方向性について整理している。
- ・ また, 多子軽減策の充実について, 全市的な課題である少子化対策としての効果を期待し, 特に第3子目以降に係る取組の方向性について整理している。
- ・ なお, これらの見直しについては, 可能なものについては, 平成28年度から適用したいと考えており, 内容によっては条例改正等も必要となることから, 7月末までに答申をいただきたい。

(A 委員)

- ・ 調査審議方法について事務局案はありますか。

(事務局)

- ・ 本審議会の現行委員の任期が7月末までであり、また調査審議終了後、市民意見提出手続き、予算編成作業等に係る関係部局との協議等があることから、7月末までという限られた期間内に集中的に調査審議をお願いすることになることから、部会の設置を依頼したい。
- ・ 部会の構成委員については、特に3つの関連事業と関わりの深い方をお願いし、同時に留守家庭児童会については、利用者負担増も検討せざる得ない状況であることから、臨時委員として、現在、留守家庭児童会を利用されている保護者の方にも参加をお願いし、案として旭川民間保育所相互育成会の東峰委員、北海道私立幼稚園協会旭川支部の佐々木委員、旭川大学短期大学部幼児教育学科の佐藤委員、旭川小児科医会の沖委員、旭川小学校長会の山村委員、公募委員の金谷委員、公募委員の菅沼委員、さらに放課後児童会健全育成事業専門部会において既に臨時委員として委嘱している松村委員、今回臨時委員として委嘱する朝日留守家庭児童会父母会の保坂委員の計9名をお願いできればと考えている。

(A 委員)

- ・ 事務局から説明があったが、御意見等あるか。

(B 委員)

- ・ 多子軽減策とは他市町村で実施しているような、3子目以降の保育料を安くするというような考えか。

(事務局)

- ・ 保育料や幼稚園就園奨励費など既存制度の中で対応する手法と、消費拡大や事業者及び生産者も含めた社会全体の意識啓発も意識し、地場の物を贈る手法のいずれかを検討している。

(A 委員)

- ・ 本審議会として諮問を受けた事項について、専門部会を設置し調査審議を行い部会の構成員として9名の委員を任命することとする。

(2) 報告事項

ア 市立保育所運営方針進捗状況評価書について

(事務局)

- ・ 資料2により説明

(C 委員)

- ・ 2ページ目特別支援保育の拠点としてのとの表記があるが、総合子ども教育センターとの関係性はどのようなのか。

(事務局)

- ・ 市立保育所については、直接保育等のサービスを提供する機能を持ち、(仮称)総合子ども・教育センターは相談聴取や養育等の支援へのつなぎの機能を持つものと整理している。

(B 委員)

- ・ 親子教室でできない部分を市立保育所で補うようなことも考えているのか。

(事務局)

- ・ 今後、市立保育所において提供する具体的な事業については、未整理の状況である。

(C 委員)

- ・ 市立保育所に対しては特別支援保育の拠点としての役割、研究機関との連携を民間事業者は期待している。次年度以降、できていなかった部分について期待する。

(B 委員)

- ・ 巡回相談とのかかわりはどうなるのか。保育所が拠点となる場合は愛育センターやこども通園センターとのかかわりについてはどのような形となるのか。

(事務局)

- ・ 平成28年度の開設に向けて(仮称)総合子ども教育センターが所管する事業について現在検討している。市立保育所について、これと連携し特別支援保育においてどのような取組を進めていくかは、今後の検討事項の一つである。

(D 委員)

- ・ 来年度開設するにあたって、方向性は定まっているのか。

(事務局)

- ・ 総合子ども教育センターについて、各関係機関と情報共有を密にし、形にしていきたい。

(C 委員)

- ・ 未整理の部分があると思う。他の市にないようなことでもやろうとすればできると思うので、出た意見等を踏まえて、実施してほしい。

(E 委員)

- ・ 認可外の保育園にも特別支援を必要とする方もいる。そこに対する市立保育園の役割を広げて対象としてほしい。子どもにとっては認可であっても認可外であっても関係ない。保育の環境は変わってはいけない。また、認可外保育所における特別支援枠の人数も把握してほしい。

(D 委員)

- ・ 過去5年間でできていなかったものを、具体的に1年でどう見いだしていこうと考えているのか。

(事務局)

- ・ これまで、毎年度運営方針について進捗状況を把握することとなっていたが、実質的に行っていない。そのことを踏まえ、本年1月から14回保育士を含めた部内ワーキングを開催し、現場の状況と施策の方向性とのマッチングに向けた作業を行っている。

(D 委員)

- ・ ワークキンググループには民間保育所相互育成会の人が入っているのか。

(事務局)

- ・ 部内ワーキングで作業を行っている段階であり、今後、審議会に諮問する前に育成会等と意見交換の場をお願いすることを予定している。

(B 委員)

- ・ 親子教室と市立保育所と民間保育所との係わりはどのように考えるのか。

(事務局)

- ・ 関係の整理などについて遅れている認識はある。早いうちに各保育所や医師会の関係機関と意見交換を行い整理したい。

(E 委員)

- ・ 民間と行政との話し合いもそうだが、庁内の意思疎通はできているのか。時間をかけて議論をするのはいいが、子どもの成長は待ってくれない。横の繋がりを大事にしてほしい。

(F 委員)

- ・ 人事異動などで継続性がないのではないか。審議会は追認機関であってはならない。専門部会の構成委員となっているが、かなり意見を掘り下げて議論ができている。意見を聞いて反映できる場であってほしい。

イ 放課後健全育成事業専門部会における調査審議状況について

(事務局)

- ・ 資料3により説明

(G 委員)

- ・ 利用している方の話を聞くと、6年生まで受入れを拡大されたが、通っている小学校の留守家庭児童会では受け入れができなく、違う地区で受け入れができると連絡があったが、家からも職場からも遠くやめることにしたということ聞いた。

(事務局)

- ・ 留守家庭について、今回対象を6年生までは拡大したが、待機が発生している。今後、待機児童の問題だけではなく、利用者負担と合わせて検討をしていく。また、今後留守家庭児童会だけではなく、選択できるような受け皿についても検討していきたい。

(F 委員)

- ・ 民間の留守家庭児童会のようなもので、時間外などにお子さんを預かるようなところは市が何か関係しているのか。

(事務局)

- ・ 民間事業者が実施しているものが市内に複数ある。そのうち、本年度から設備及び運営基準を満たしている2施設に対して補助を予定している。

(C 委員)

- ・ 市の留守家庭児童会以外の受け皿については他を視野に入れているのか。

(事務局)

- ・ 今後調査審議をお願いする放課後児童の居場所のテーマについて、直営だけではなく、公設民営、民設民営など拡大を図ることなども検討していきたい。

(C 委員)

- ・ 認可保育所への子どもの居場所のアンケートがあった。受入可能だという保育所があったと思う。将来的に保育所でも受け入れることなども含めた展望等など説明してほしい。

(事務局)

- ・ 中核市の状況をみると、公設公営を主体として実施している市は少数だが、他の形態

に比べて、利用者負担を低く設定している傾向にある。民設民営等を促進する場合、利用者負担をどうするかという問題もある。また、現行業務において配置している200人以上の労務管理等に対応せざるを得ず、子どもの環境をどう充実するか、という部分について、対応しきれていないという問題もある。これらについて、解決できる方向性のものを検討していきたい。

(C 委員)

- ・ 雇用される方は子育て支援員も対象となるのか。

(事務局)

- ・ 配置する職員については、小学校や幼稚園教諭、保育士など、昨年制定した旭川市放課後児童健全育成事業の整備及び運営の基準に関する条例において規定している者である。

ウ 旭川市通年制保育園に係る認定こども園の整備・運営事業者の公募（第1期）について

(事務局)

- ・ 資料4について説明

(C 委員)

- ・ 35名定員だと4～500㎡の大きさの保育園となるのではないのかと思うが、幼保連携認定こども園だと、学級編成は1クラスが数名になってしまうこともあるのではないか。

(事務局)

- ・ 通年制保育園の今後の方針の中で、どのくらいの定員が望ましいかニーズも含め、3か所の望ましい定員を判断した。学級編成について3歳以上について、1クラスに数名になってしまうこともある。幼稚園であれば学齢毎であるがそれを基本としつつ、場合によっては異年齢混合のクラス編成も提案があればその中で審議させていただきたい。

(H 委員)

- ・ 幼保連携を目指すとなっているが、1・2・3号の比率をどのようにお考えか。

(事務局)

- ・ 現時点では具体的な比率を整理したものはない。1号の定員についてはそれぞれの地域で全市的にも定員としてはある程度ニーズを満たしている。1号定員については少ない人数5名ないし10名程度で進めたい。

(H 委員)

- ・ 保育園に近いものとなると思われるが、しっかりしたところを選定してほしい。

(C 委員)

- ・ プロポーザルに参加できるのは市内業者限定か。

(事務局)

- ・ 市内に限ったものではない。

(F 委員)

- ・ 全国でいろいろなノウハウをもっている業者がいる。プロポーザル方式を実施した場合、プレゼンテーションの資料ですばらしいものを作ってくるが実際の運営と一致しないこともある。1者が3か所全てを受託すると危険と感ずるので選定基準の中で1か所が全て同じ受託者とならないような基準を盛り込むことはできないのか。違う受託者が入ることで互いに切磋琢磨できるメリットもある。

(事務局)

- ・ 今回は3か所とも同じところでも受託できるような形になってはいるが、保育士の確保、土地の確保など、評価の基準の中で全てが同じ受託者となるのは難しいと考える。

(C委員)

- ・ 市内の社会福祉法人だけではなく、対象を全国としたのはなぜか。

(事務局)

- ・ 現在通年制保育園を運営している一般財団法人の指定管理者が、今回社会福祉法人を設立して公募への参加を希望している。市内の法人が望ましいと考える一方、新しい法人を立ち上げる方も公募参加ができる中で、他市町村で保育所等の運営経験のある事業者も参加できる環境が必要ではないかとの理由からである。

(C委員)

- ・ 35名という小規模なので対象事業者がいらないのではないかという懸念もあり、全国としたのか。

(事務局)

- ・ 通年制保育園の後継的な施設なので、市としては市内の事業者から提案をいただくことが理想ではあるが、今回は新しく社会福祉法人を立ち上げる動きもある中で公募要件を整理した次第だ。

(C委員)

- ・ 全国展開している事業者が、必ずしも福祉的な見地から運営しているのかと疑問もある。財力があればできるということも懸念される。市内の社会福祉法人や学校法人に限定してほしかった。

(A委員)

- ・ その他に御意見はあるか。

(E委員)

- ・ 審議会の審議委員の中で障害の団体が入っていない状況である。平成24年から子どもの発達障害について児童福祉法に位置付けられている。次期改選時は審議会の中で障害の関係者も委員に入れていただきたい。

(F委員)

- ・ 予算の関係で十分なことはできないことから、過去の経過では市の財政は一律カットが見られる。子育てや教育に関する予算について他の部局と同じく一律カットとするべきではない。子どもが育ちやすい環境がないと地方都市が疲弊する原因となる。

(I委員)

- ・ 公募は大事だと考える。選定の基準を審議会で審議させてほしかった。そういう体制を作してほしい。

(J 委員)

- ・ 広報やパブリックコメントを知らない人も多く、親にわかりやすい働きかけについて市として検討したほうがよい。

(A 委員)

- ・ 意見がなければこれで終了とする。

4 閉会